
国際公文書館会議東アジア地域支部 (EASTICA) 2010年理事会・セミナーの概要

太田 由紀
国立公文書館

1. はじめに

5月30(日)、31日(月)に、韓国ソウルにおいて国際公文書館会議東アジア地域支部 (EAST Asian Regional Branch of the International Council on Archives, EASTICA) 理事会とセミナーが開催された。EASTICA は国際公文書館会議 (International Council on Archives, ICA、1946年設立) の10番目の地域支部として1993年に設立され、現在5か国2地域 (日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、マカオ、香港) が参画している。EASTICA 憲章により、全会員が参加できる総会の定例会が隔年、総会により選出された役員で構成される理事会の定例会が最低年1回開催されることになっている。今年は総会のない年に当たった。総会あるいは理事会に合わせた公文書に関するセミナーの開催も毎年恒例となっている。今年の理事会及びセミナーは主催国韓国のイニシアチブにより、ソウルにおいて催される国際アーカイブズ文化展示会 (IACE2010、6月1日 - 5日) に合わせて初夏に開かれることになった。また、ICA の執行委員会も同時期にソウル近郊のナラ (Nara) 記録館で開催された (6月4日 - 5日)。約1週間にわたるこれらアーカイブズ関連国際会議・セミナーに、国立公文書館からは高山正也館長、山崎日出男理事をはじめとして合計10名の職員が参加し、日本

の公文書館活動の紹介及び諸外国の公文書館関係者との交流に努めた。日本国内からは当館の他、EASTICA のBカテゴリーメンバーである全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の佐々木和子理事、京都大学の古賀崇氏がEASTICA セミナー等に参加された。

本稿はEASTICA 理事会・セミナー参加記である。同時期に開催されたIACE2010及びICA 執行委員会については本号他稿 (小原 pp.31-33、平野、風間、本村 pp.34-39) をご参照いただきたい。

2. EASTICA 理事会 (5月30日)

本年のEASTICA 理事会は、ソウル市のラマダソウルホテルで開催された。当館は2007年から2011年の任期で理事会の議長国に選任されている。現在の議長である高山館長は、2009年9月に中国青島で開催された総会において、2009年7月に当館の館長職を退いた菊池光興前館長から議長職を継いだ。その他の理事会メンバーは6名、副議長を楊冬権 (Dongquan YANG) 中国国家档案局長、事務局長を朱福強 (Simon F.K. CHU) 香港中文大学副教授、会計官を韓国公文書記録研究所の李相敏 (Sang-Min LEE) 氏、理事を朴相徳 (Sang Duk PARK) 韓国国家記録院長、デンベレル・ウルズィーバートル (Demberel Ulziibaatar) モンゴル国立公文書館長、マリー・マクロード (Marie Imelda Macleod) マカオ歴史档案館長が務めている。今回の理事会には役員7名のうち2名が代理

太田 由紀 (おおた ゆき)
国立公文書館公文書専門員

出席で、楊局長の代わりに段東升 (Dongsheng DUAN) 副局長が、モンゴルのデンベレル館長の代わりにエルデネバート (Erdenebat) 副館長が出席した。また、理事会メンバー以外に、オブザーバーが多数参加した。

理事会は、総会の議題を準備し、業務計画及び予算の勧告を行い、総会によって採択された計画実行への責任を負い、EASTICA への新会員の加入を承認すること等をその任務とする。今回の理事会の議題の内容は大まかには、昨年9月の総会から今年5月までのEASTICAの活動報告とEASTICAの今後の計画等の検討であった。議題は順番に、昨年の理事会の議事録確認、2009年青島第9回総会報告集作成状況の確認、EASTICAウェブサイトの検討、香港大学共催既卒者向けプログラムの検討、2010年5月モンゴル専門能力開発プログラムの報告、2011年第10回総会の予定発表、財務報告の承認、新会員承認、来年度のEASTICA理事会役員選挙の確認、EASTICAの法的地位の今後、であった。以下に主な事項を詳述する。



EASTICA 理事会の様子

2.1 香港大学共催既卒者向けプログラム

香港大学とEASTICAの共催講座は、2003年に開始されたプログラムで、1年に1度、既卒者を対象に香港大学で開講される3週間集中のアーカイブズプログラムである。2009年から2010年に予定されていた講座は、大学

の評価監査を受けるために延期となっている。監査次第ではあるが2011年から再開できる見込みであることから、カリキュラム内容と開催時期が検討課題となった。アーカイブズ学に必要な記録の受入、選別、保存、アクセスの4つの枠組みはどの国も共通したものだが、できるだけ各国の要求を反映させたプログラムを作成し、参加者を派遣しやすい時期に開催したい、ということだったが、時間の制約により踏み込んだ検討はできなかった。各国・地域の代表は後日各国にとって必要とされるアーカイブズの方法論、技術等を、事務局長にレポートすることになった。その中から事務局長が共通項を導き出し、各国からの提起を取り入れたカリキュラムを構成していく予定である。

2.2 2010年5月モンゴル専門能力開発プログラム

世界銀行とEASTICAの共催によるモンゴルのアーカイブズ研修は、2009年の開催が予定されていたが、2009年8月の豪雨で国立公文書館の建物が被害を受けたことから、2010年5月に延期された。モンゴルは現代的な記録管理の導入に本格的に取り組んでいるところだが、記録管理を推進させるためには、職員に対する国際レベルの研修が必要であることが認識されていた。そこでEASTICAが協力し、モンゴル向けの研修が開催された。この5月、モンゴル国内の公文書館、民間のアーカイブズ関係者等66名が、米国、カナダ、韓国、香港、オーストラリアの専門家が講師を務める2週間、80時間の集中講義に参加し、研修は大成功を収めたという。モンゴル国立公文書館は再建中で、新たな建物は2012年竣工の予定である。エルデネバート副館長は、2012年のEASTICAはこの新しい建物を使って開催したいと述べた。

2.3 2011年の総会の予定

昨年9月の理事会で、日本は2011年のEASTICA 総会開催国として承認された。この度当館が、未定であった開催時期と開催地について11月に東京で開催したい旨を発表し、了承された。高山館長が2011年のセミナーテーマ案を3点出したところ（1.「文書管理法制と今後の展開」、2.「電子文書時代の評価選別の在り方」、3.「資料保存の現在 - 紙資料・視聴資料の保存技術と研修」）、国家記録院の朴院長が、3点目の資料保存に関連して、電子文書の保存と利用に興味がある旨発言された。

来年は、当館開館四十周年、アジア歴史資料センター開設十周年に当たり、2011年4月には「公文書等の管理に関する法律」が施行される。こうした年にふさわしいテーマと考えられる「文書管理法制と今後の展開」を基本に、朴院長の提案も勘案しつつ、セミナーの準備をしていく予定である。

2.4 新会員の承認

中国海南档案馆のカテゴリーCへの加盟申請が承認された。ちなみに、EASTICAのメンバーは、AからEの5つのカテゴリーから構成される。カテゴリーAは、国家あるいは地域の公文書館機構、カテゴリーBは、国家あるいは地域のアーキビスト協会、カテゴリーCは、記録及び公文書の管理又は保存に関わる機関若しくはアーキビストの専門的訓練に関わる機関、カテゴリーDは、個人会員で、公文書館、公文書館局又はアーキビスト訓練センターの現職員若しくは過去に職員であった者、カテゴリーEは名誉会員である。日本からは現在カテゴリーAに当館、カテゴリーBに3団体、カテゴリーCに1団体が所属している。

2.5 EASTICAの法的地位

EASTICAには常設の事務局がないため、

EASTICAの法的地位として、事務局設置をどうするかが毎年議題にのぼるが、解決は持ち越されてきた。事務局長が他の支部も同様な問題を抱えているとの報告を行い、ICA本部にも再度意見やアドバイスを求めてはという意見が出たため、事務局長のICAへの問い合わせ結果を待つて再度検討することになった。

3. EASTICA セミナー (5月31日)

ソウル市の三成洞貿易センター COEX の4階、A-2ホールを会場として、EASTICA及び国家記録院の主催によりセミナーが開催された。このCOEXは前述したIACE2010の開催会場でもある。EASTICAのセミナーは毎年テーマが設定され、そのテーマに沿った基調講演と各国・地域の報告がなされる。本年のテーマは「アクセス：倫理的、法的、技術的問題 (Access: Ethical, Legal and Technical Issues)」である。テーマを決めた国家記録院は、EASTICAセミナーの招待状に「開かれた政府という新しい時代に、近年パブリックアクセスへの要求の高まる一方、急速に変化した技術開発によりアーキビストの仕事はより困難かつ複雑になっている。アーカイブズ業務に関連する法制、IT開発レベル、優先順位などの状況は国ごとにことなるが、議論を通じてこれらの重要な課題への理解と見識を深めることができる」と、セミナーテーマ選択理由を述べていた。以下、基調講演と国/地域報告の概要を記す。

3.1 基調講演

ジョアン・ヴァン・アルバダ氏（前ICA事務総長）、サラ・チョイ氏（香港立法会）、ソル・ムンウォン氏（釜山大学校）の3名がそれぞれ倫理的側面、法的側面、技術的側面から講演を行った。

3.1.1 「アクセスと職業倫理/Access and Professional Ethics」 Mr. Joan van Albada (前 ICA 事務総長) 要旨 全文は pp.8 18 に掲載

アーキビストの倫理綱領 (Code of Ethics、1996年第13回 ICA 総会で採択) は、広く知られているが、2006年の国際公文書館円卓会議 (CITRA) において倫理綱領の見直しが決議された。SPA (ICA の 1 セクション) が倫理綱領活用の実態を知るためにアンケート調査を実施した結果、倫理綱領はアーキビストが倫理的ジレンマに陥った際に、アーキビストの立場を明確にし、意見を補強するのに役立つが、特定の問題の解決には役立たないということが分かった。最終的に倫理綱領に大幅な改正は必要とされないと結論づけられたが、具体的場面でアーキビストの問題解決に役立つように実例資料を付す必要があると提言された。倫理綱領が有効なものとなるよう、ICA 地域支部等の研修・教育の例を蓄積していかなければならない。倫理要綱がまだ利用されていない国では、アクセスやアクセスの制限についての規定がないことも多く、アーキビストはさまざまな圧力にさらされている。社会の発展のためにも、少しずつ前進していくことが必要である。

質疑応答時にモンゴル代表団から、倫理綱領のモンゴル語版もあるので ICA の HP に掲載して欲しいとの要請があった。それに応え、アルバダ氏はフロアに向けて、ICA の Web に掲載された22か国語以外で翻訳されたものがあれば ICA に送ってほしいとのメッセージを送った。また、ICA の前事務総長として、アーキビストの倫理についてどう評価するかという質問が向けられたが、それぞれの国で価値体系は異なるため、同僚を評価する立場にはない、と回答した。

3.1.2 「記録のアクセスにおける法的側面/Legal Aspects in Records Access」 Ms. Sarah Choy (香港立法会) 要旨

記録へのアクセスを規定するものには、情報公開法とアーカイブズ法があり、双方の制限条項が異なることがある。また、国によっても制限期間、制限情報は異なる。アクセスについての現代的課題として、プライベートの記録は、すべての人に公開すべきか、特定の人の情報はパブリックドメインとすべきなのか等々難しい問題は山のようにある。アーキビストは法的コンプライアンスをもって仕事を進める必要がある。2010年5月に ICA にアクセスに関するワーキンググループが立ち上がり、法的アクセスのベストプラクティスについてまとめているところである。

3.1.3 「アクセスを越えて：公共記録とアーカイブズの利用促進と再利用における諸問題/Beyond Access: Issues of Facilitating Use and Reuse of Public Records and Archives」 Prof. Mun-won Seol (釜山大学) 要旨 全文は pp.19 25 に掲載

電子記録の出現で、公文書の再利用に関して様々なニーズが出てきた。問題となるのが著作権、料金徴収方針及び公文書オンラインコンテンツの再利用の方針と技術である。アーカイブズ機関の情報発信には、オリジナルの文書の提供、文書をストーリー立てたりした付加価値情報の発信の2つの方法があるが、優先すべきはオリジナルの文書提供である。利用者が文書の価値を発見でき、利用者が付加価値をつけるようにできることが重要である。できるだけ多くの文書をデジタル化すれば利用が増えるだろう。HP でポーンデジタル、電子化文書を公開するに当たっては、オリジナルデータを保護する仕組みが必要である。真正性、オリジナル性を保証できなくてはならない。一方、再利用を容易にするためには、元のフォーマットの処理可能性を維持

する必要もある。国家記録院は、公文書の再利用にあたって、よりオープンになるべきである。

質疑応答では、国家記録院のデータを商業用に変更する場合、国家記録院は何ができるか、国家記録院が利用者にデータを提供する場合、どのバージョンで提供すればよいのか、等の質問があった。

3.2 国/地域別報告

中国、日本、韓国、マカオ、モンゴルの5つの国/地域の報告者が、それぞれの館のアクセスの状況、アクセスを増加させるための取組等を発表した。以下5つの報告の概要を記す。

3.2.1 中国 「中国档案局の公共サービス能力 档案の利用：倫理的、法的、技術的問題/Public Service Capacity of China's Archives」

楊冬権国家档案局長が、2009年に档案館の5つの機能を打ち出した。アーカイブズ保存基盤、愛国教育基盤、アーカイブズ情報資源利用センター、政府情報検索センター及び電子文書保管センターである。これまでの档案館のサービス対象の優先順位は党、国家、社会、国民であったが、これからは国民、党・国家、社会である。利用者満足のため、閲覧室利用者以外の利用者を増加させるためにさまざまな手法をとっている。文書をリソースとして活用し、エンターテイメント、広告、展示、ネット広報、愛国教育の基本として幅広く利用している。中国のアーカイブズにおける第11次5か年計画は、档案館の公共サービスを高めることを目標としている。国家基準に則り、档案館の建設、コレクションの構築、情報処理のスピード化、容易にアクセスできるアーカイブシステムの構築によって公共サービスを高めていく予定である。

3.2.2 日本 「国立公文書館の利用について」 中原茂仁公文書専門官発表 全文は pp.26 30に掲載

2009年成立した「公文書等の管理に関する法律」が定める所蔵公文書へのアクセス、利用者の権利、デジタルアーカイブや展示を通じた利用者層拡大への取組等について報告した。2009年9月に青島で開催された EASTICA セミナーの日本報告では成立したばかりの公文書管理法の成立の背景と概要を報告していたが、今回は主にアクセスを中心とし、法律の内容に踏み込んだ発表であった。



EASTICA セミナーで発表する中原専門官

質疑応答時に中原専門官へ質問が集中した。質問は、国立公文書館の職員数、日本における法律の制定のプロセス、公文書管理法英文は国立公文書館 Web からアクセスできるか否か、新法成立によって予算は増えたか、新法は利用者のアクセスという点でどのような利点があるのか、であった。

以上の質問から、日本の公文書管理法への関心度が高いことが伺われた。本法律への関心に応えるべく、今回の EASTICA を契機に、当館は早速公文書管理法の英訳準備にとりかかった。年内には公開できると思われる。

3.2.3 韓国 「記録の公開、現用利用、改善計画/Disclosure of Records, Current Use & Plans for Improvement」

記録管理に関する法律には、記録管理法と、

情報公開法がある。2000年に制定された記録管理法は2007年4月に全面改訂されて、30年ルールが導入され、非公開記録の再分類のシステムが拡大された。30年を越えて非公開にするには外部委員会にかけなければならない。また、5年、30年の公開非公開審査がある。

国家記録院の再分類システムは記録管理法が1999年に成立した際に創設され、2003年より実施された。システム開始初期には、再分類に限界があった。2003から2006年のスクリーニングにあたり、約27,000ファイルを再分類している。2007年から2009年には11,900,000アイテムの秘密記録が公開された。テーマ別にアーカイブズが活用促進されている。公開文書へのアクセスを増大させるために、分類後新たに公開となった文書は、ホームページ上 (CAMS) においてリアルタイムで知ることができる。

3.2.4 マカオ 「アクセス：倫理的、法的、技術的問題/Access: Ethical, Legal, and Technical Issues」

マカオ歴史档案馆は、1979年に文化教育局の元で活動を開始し、1986年に新しく設置された文化機構（現在の文化局）に所管替えが行われ、1989年に現在の建物に移った。所蔵資料は公的部門からのものがほとんどであり、最も古い文書は1630年に遡る。マカオの公文書に関する法律は、1989年に制定された Macao Archives Act であり、文書の保存スケジュールに基づいた移管と、移管された文書への十分なアクセスに関して明確に規定している。マカオ歴史档案馆に働く公務員が守るべき倫理規定には、所管省庁の文化局の行動規程 (Code of Conduct) と ICA の Code of Ethics (倫理綱領) がある他、2005年に制定された個人データ保護法 (Personal Data Protection Act) の規程を遵守するために、個人データを取り扱う档案馆職員は個人データ宣言 (Data Privacy Declaration) にサ

インをし、非常勤職員は個別に機密協定 (confidentiality agreement) にサインをすることになっている。記録へのアクセスを制限するものには、公開原則がある。Macao Archives Act により、通常の文書は作成から30年経過後に公開されるが、軍事外交関係は50年、犯罪歴戸籍関係は100年、医療記録は130年後に公開される。記録へのアクセスを阻むものには、言語、IT という技術的障壁もある。マカオには2つの公用語があるため、2か国語に加えて英語で目録を記述するカタログプラットフォームを導入し、検索を3か国語で行えるようにした。3か国語に対応したウェブサイトも今年初めに新公開した。

3.2.5 モンゴル 「アーカイブズのアクセス及び倫理的問題/Archival Access and Ethical Issues」

モンゴルでのアーカイブズ活動は今年で83年になる。国立公文書館は1954年にウランバートルに建設された。当時は、モンゴルの社会的政治的構造が理由でアーカイブズへのアクセスが制限されていたため、アーカイブズは触れてはならない秘密のものだという誤解を与えていた。1990年代から社会構造が変わり、1998年に、アーカイブズ遺産は国民の財産であり、平等なアクセスを提供しなければならないことを初めて定めたアーカイブズ法が整備された。モンゴルのアーキビストは「でき



国 / 地域別報告の質疑応答の様子

るだけ一般の人々に公開しなければならない」という原則を守りたいと考えているが、モンゴルでは現在、所蔵資料を大学院生以上にしか公開していない。将来の世代へ記録を伝えるのも我々の務めである。モンゴル国立公文書館には文書のマイクロフィルムへの媒体変換方針があるものの、財政要因により進まない。実際、研究者はカラーのオリジナル文書を好む。将来、技術利用が可能になれば、インターネットやオンライン経由でより多くの人々がアーカイブズ遺産にアクセスできるようになるだろう。

4. ナラ記録館見学・郊外視察・EASTICA Night (6月3日)

午前中、ソウル市内から車で20分ほどの距離に位置する、国家記録院のナラ記録館の視察が行われ、EASTICA 理事会・セミナー参加者、IACE2010招待者、ICA 執行委員会メンバーが参加した。この3グループに分かれて広い館内をまわり、収蔵庫、電子記録庫、マイクロ保存庫、マイクロ室、スキャニング室、修復室、展示室等を見学した。ナラ記録館は2008年に開館した建物であり、施設の充実ぶりには目をみはるものがあった。特に、多様な媒体の保存・修復設備が整っていることに、資料保存に対する国家の意気込みと熱意を感じた。

同日午後は、ナラ記録館から大型バスで移動し、国家記録院職員の案内で、水原華城、水原華城博物館、水原 KBS ドラマ制作センターを視察した。

見学と視察を終えた夜、ナラ記録館の駐車場を利用した屋外会場でお別れ会が催された。EASTICA Night は、EASTICA 恒例の夕食会で主催国が毎年趣向を凝らす。今年は、

さわやかな初夏の夜の風を感じられる会場で、国家記録院職員が練習の成果を披露して伝統音楽である農楽を演奏した他、プロの民俗舞踊団が場を華やかにした。参加者は音楽に合わせて配られた太鼓を叩き、踊りの輪に加わった。みな、会議の場では見せることのない表情を見せ、和やかに暖かい雰囲気の中、親睦を深めた。

5. おわりに

EASTICA セミナーでは当館の発表に対する反応をその場で直接知ることができるのが面白く、セミナーが同テーマで発表する国・地域の現況を知ることのできる情報発信・交換の場であることが実感された。

会議期間中は、国家記録院職員が心を込めてもてなしてくださった。当館は、来年の第10回 EASTICA 総会の開催に向けてこれから本格的な準備段階に入る。韓国で頂いた歓迎の気持ちをお返しできるよう、また、参加した方がアーカイブズ界の最新動向を知ることができる場にできるよう、準備には万全を尽くしたい。日本の関係機関の方々のご協力も仰ぎたい。



演奏する韓国国家記録院職員